特定販売に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| １　特定販売を行う際に使用する通信手段 | □　電話（番号　　　　　　　　　　）　□　インターネット　□　カタログ  □　ＦＡＸ（番号　　　　　　　　　　）　□　郵便　□　電子メール  □　その他（　　　　　　　　　） |
| ２　特定販売を行う医薬品の区分 | □　第一類医薬品　□　指定第二類医薬品　□　第二類医薬品  □　第三類医薬品　□　薬局製造販売医薬品 |
| ３　特定販売を行う時間 | （　　　　　）曜日　　　時　　分～　　時　　分 |
| ４　特定販売のみを行う時間 | □　有　□　無  有の場合  ・その時間  （　　　　　）曜日　　　時　　分～　　時　　分  ・監督を行うために必要な設備の概要  □　スカイプによるビデオ通話  スカイプ名　　（　　　　　　　）  メールアドレス（　　　　　　　）  □　以下の組み合わせ  　　□　デジタルカメラ  　　□　電子メールアドレス（　　　　　　　　　　　　）  　　□　固定電話番号（　　　　　　　　　　　　　）  □　その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| ５　特定販売の広告に、薬局又は店舗販売業の名称と異なる名称の表示 | □　使用する  （名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □　使用しない |
| ６　特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページの構成の概要※ | インターネットを利用して広告　□　する　□　しない  広告する場合は、以下を記載  ・主たるホームページアドレス（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ・主たるホームページの概要（別紙添付）  ・パスワード　□　不要　□　必要（　　　　　　　　　　　　） |
| 備考 |  |

注意：

※　一般用医薬品を購入しようとする者等が通常最初に閲覧するホームページアドレスを記載すること。また、医薬品以外のものも販売している場合には、医薬品の販売サイトのアドレスを記載すること。なお、チェーン展開している店舗については、代表のホームページアドレスではなく、当該店舗のホームページアドレスを記載すること。当該ホームページが会員サイトであるなど、閲覧するためにパスワード等が必要であれば、そのパスワードも記載すること。

医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類（下記参照）を添付すること。なお、複数の医薬品販売サイトを開設している場合には、それぞれのサイト毎に作成し添付すること。

また、カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、同様にその概要が分かる資料を提出すること。アプリケーションソフトウエアを利用して広告する場合には、当該アプリケーションソフトウエアを入手する方法、アプリケーションソフトウエアの構成の概要を添付すること。

【ホームページの構成の概要を示した書類】

以下の内容が分かる書類（表示例等）を添付すること。

・ホームページのトップページ

・医薬品の表示内容（個別の販売ページ、販売する医薬品一覧、検索結果等）

・薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項

・要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

・薬局又は店舗の主要な外観の写真

・一般用医薬品の陳列の状況を示す写真

・現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名

・開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあっては、その開店時間及び特定販売を行う時間

・特定販売を行う薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の使用期限